

16 その他

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容							備 考	
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期			講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等			
		平成10年 度	平成11年 度	平成12年 度				
査証手続	適正な出入国管理を図る観点から査証審査を厳格に行いつつ、我が国の国際化、人的交流促進の観点から、問題のない分野においては、出入国関連の法令等に則り、申請書類の簡素化、提出書類の内容の明確化を含め、その手続の簡素化、迅速化等を引き続き推進する。	一部措置 済 10年7月 1日	一部措置 済 11年8月 1日、9 月1日	12年度以 降も引き 続き外国 人の入国 滞在の実 態を見極 めつつ機 動的に実 施	(外務省) 平成13年度より平成15年度まで査証手続緩和措置を実施した。 (とられた主要な措置) 1. 韓国 平成14年1月より、有効期間5年、滞在期間90日の数次査証を発給。 W杯サッカー大会期間中を含む一定期間中(平成14年5月15日～6月30日)に訪日する韓国人に対して査証免除措置を実施。 修学旅行生に対する査証免除措置を実施(平成16年3月1日より) 2. 台湾 平成11年8月より、有効期間5年、滞在期間90日の数次査証を発給。 3. 香港 平成13年4月より、香港特別行政区(SAR)旅券所持者に有効期間3年、滞在期間90日の数次査証を発給。 平成16年4月1日より、香港SAR旅券所持者及び英國海外市民(BNO)旅券所持者に対する査証免除措置を実施。 4. 中国 平成12年9月より、北京市、上海市、広東省在住者につき、団体観光を認め、査証手続を大幅に緩和。 これまでに約8万人がこの制度により訪日。 平成14年12月より、数次査証をビジネスマン、文化人、スポーツ選手を対象に拡大。			

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容						講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期							
		平成10年 度	平成11年 度	平成12年 度					
						平成16年4月1日より、中国人IT技術者の数次査証の手続を緩和。 平成16年4月5日より、中国人修学旅行生の査証手数料を免除。 5. ロシア・NIS 平成15年1月6日より、短期滞在査証の発給期間を4労働日に短縮するとともに、提出書類を簡素化。 平成16年1月1日より、数次査証の発給対象を拡大。 6. インド 平成13年2月5日より、IT技術者に対する数次査証の発給を開始			
公認会計士の国際相互承認	WTO協議の進捗状況を踏まえ、会計士の国際承認制度のための枠組みを整備する。	WTOにおいて今後確定する多国間規律の内容を踏まえて国内制度を整備			(金融庁) 今後のWTOとの協議等を踏まえて対応を検討する。				
工業用水道事業の許可	工業用水道事業の許可に関する工業用水道事業法第5条第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に技術革新等により直接競争が導入される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。				(経済産業省) 現在のところ、工業用水道事業の自然独占性について、必然とする条件が失われるような事態は生じていない。今後、技術革新等により状況の変化が起こった場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。				
行政書士制度	? 行政書士の業務独占の在り方については、他の資格制度の業務独占に係る議論の動向を踏まえつつ、引き続き検討を進める。	10年度以降 (検討)			(総務省) 他の資格制度の業務独占に係る議論の動向を踏まえつつ、検討。				

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容						講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考		
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期							
		平成10年 度	平成11年 度	平成12年 度					
市町村以外の水道事業経営の認可	水道事業経営の地域独占について、将来的に技術革新などにより地域独占を必然とする条件が失われ、直接競争が導入される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。				(厚生労働省) 現在のところ、水道事業経営の地域独占について、必然とする条件が失われるような事態は生じていない。今後、急速な技術革新等により、状況の変化が起こった場合には、所要の措置を講ずる予定。				